

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 9 日 (火) 第113号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (3件) (農地整備課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第45号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則(昭和56年鹿児島県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

入院費用負担者から徴収する費用の月額(以下「徴収額」という。)は、別表の左欄に掲げる所得割(入院費用負担者それぞれの法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)をいう。第5条第2項を除き、以下同じ。)の額の合算額の区分に応じ、同表の右欄に定める額(以下「認定額」という。)とする。

第3条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 入院費用負担者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 入院費用負担者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第5条の見出し中「所得税」を「市町村民税所得割」に改め、同条第1項中「前年分の所得税」を「所得割」に改め、同条第2項中「前年分の所得税」を「当該日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）」に改め、同条第3項中「市町村民税額証明書」を「市町村民税所得割額証明書」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改める。

別記第1号様式中「市町村民税額証明書」を「市町村民税所得割額証明書」に、

※ 入院費用負担者氏名	※ 年齢	※ 入院者との続柄	※ 職業	前年分 所得額	現年度分市町村民税			参考 （所得税の 課税非課 税の別）
					非課税	均等割	所得割額	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

を

※ 入院費用負担者氏名	※ 年齢	※ 入院者との続柄	※ 職業	市町村民税の所得割 の額
-----	-----	-----	-----	-----

に、「市町村民税額」を「の市町村民税の所得割の額」に改め、同様式備考2中「なお、前年分所得額の欄には、現年度分市町村民税の課税対象の基礎となつた所得額を記入すること。」を削り、同様式備考3中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和元年6月1日以後の分として徴収する費用について適用し、同日前の分として徴収する費用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年5月31日において現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院措置（以下「入院措置」という。）を受けている者が同日以後も引き続き当該入院措置を受ける場合であって、改正後の規則第3条及び別表の規定を適用した場合の費用が0円を超えるときは、当該入院措置を解除されるまでの間（改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則（以下「改正前の規則」という。）により徴収する費用が初めて0円を超えるまでの間に限る。）の分として徴収する費用については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、令和元年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に新たに入院措置を受けた場合であって、改正後の規則第3条及び別表の規定を適用した場合の費用が0円を超えるときは、当該入院措置を解除されるまでの間（改正前の規則により徴収する費用が初めて0円を超えるまでの間に限る。）の分として徴収する費用については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則第5条に基づいて提出されている書類は、改正後の規則第5条に基づいて提出された書類とみなす。

告 示

鹿児島県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字伊須字瀧山290番，292番，字金久田432番（次の図に示す部分に限る。），437番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀧山290番，292番，字金久田432番

イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により，蓬原土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田 貞三 曾於郡大崎町菱田3145番地

鹿児島県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）大糠蒔地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年6月10日から同年7月7日まで

3 縦覧場所

阿久根市役所農政課

鹿児島県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）中郷下地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年6月10日から同年7月7日まで

3 縦覧場所

薩摩川内市役所耕地課

鹿児島県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により，土地改良事業県営農

村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）須貫段地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年6月10日から同年7月7日まで
- 3 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地課

鹿児島県告示第587号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成30年6月13日から令和元年10月7日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市武岡一丁目の一部	令和2年6月1日
鹿児島市	平成30年6月12日から令和元年10月7日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市武岡二丁目の一部	令和2年6月1日
鹿児島市	平成30年6月13日から令和元年10月7日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市武岡三丁目の一部	令和2年6月1日
鹿屋市	平成30年9月3日から令和元年11月26日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市南町及び下高隈町の各一部	令和2年6月1日
鹿屋市	平成30年9月3日から令和元年11月26日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町麓の一部	令和2年6月1日
指宿市	平成30年7月20日から令和元年9月30日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十町、十二町及び大牟礼三丁目の各一部	令和2年6月1日

鹿児島県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年6月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字八枝1077番1地先から同市金峰町花瀬字針原622番3地先まで	前	13.5～63.6	82.0
			後	13.5～63.6	82.0

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(3工区)

大島郡知名町大字知名字棚木俣1829番2の一部, 1839番1の一部, 1839番2の一部, 1839番3の一部, 1840番1, 1842番2の一部, 1844番1の一部, 1855番1の一部及び1839番1地先里道の一部

- 2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 大島郡知名町大字知名字棚木俣1829番2の一部, 1839番1の一部, 1839番2の一部, 1839番3の一部, 1840番1の一部, 1855番1の一部及び1839番1地先里道の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡知名町大字知名307番地

知名町長 今井力夫

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 9 日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 菌 豊
同 寺田洋一
同 成尾信春

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
木野田 仁	鹿児島市原良四丁目3番12号
西 達也	鹿児島市山下町12番1-1403号
工藤 篤	志布志市志布志町志布志606番地2

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 2 年 6 月 9 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 6 月 9 日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S ダンミツ B B	株式会社ボーダー	0S0160